

新世紀未来宣言20周年

100年後の子どもたちのためによりよい紫波を！



2020.5.26 新山より(佐藤勇悦氏撮影)

紫波町は2000年6月に“紫波の環境を百年後の子どもたちによりよい姿で残し伝えていきます”とし「新世紀未来宣言」を發表しました。

町では、環境に悪い影響を与えないように今の生活の仕方を変えていくことが必要だと考え、環境について新しい町のきまり(条例)をつくり、町民全体で取り組むことを決め「紫波町循環型まちづくり条例」を2001年6月に制定しました。

この条例に基づき「紫波町環境・循環基本計画」が策定されてから20年が経過し、今年度はこれまでの取り組みを検証し、2021年～2030年の計画を策定する年です。また、この計画は「紫波町市民参加条例」により、みなさんのご意見をいただきながらつくっていくものです。

よりよい計画をつくるために、今月号ではその原点でもある「紫波町循環型まちづくり条例」について確認してみましょう。

新世紀未来宣言20周年

100年後の子どもたちのためによりよい紫波を！

紫波町循環型まちづくり条例

私たちの「いのち」は何によって生かされているのでしょうか。

地球の外から来るエネルギーが太陽の光です。この太陽光で酸素を作り出すのが植物です。枯れた葉や木は微生物で分解され、土になります。すべての生き物は、空気や水、土から恵みを得て生まれ、育ち、次のいのちを生み、土に戻ります。そしてこれが、何十億年にもわたり繰り返されてきた自然の循環です。

人は、自然が生み出すいのちを得ることで生きてきました。

だからこそ、私たちの祖先は、自然の循環の中で親から子へと引き継がれていくいのちを見つめながら、自然の恵みに感謝を捧げ、敬ってきたのです。

それをなおざりにしたとき、私たちの生存を脅かす環境問題が次々と起こってきました。今こそ、生活のしかたを見つめ直し、助け合い、人類が初めて直面している地球規模の環境破壊を食い止め、失ったものを取り戻すために立ち向かわなければなりません。

それは、同時に、循環の持つ意味を改めて問い直し、豊かな心の復活を目指した自然と共生する新しい社会を創造することではないでしょうか。

祖先が、厳しい自然の中で培い、時代を超えて伝え続けてきたいのちを尊ぶ心、物を大切に作る心、郷土の文化を伝えていく心こそが、これからの循環を実現させるために欠かせないことなのです。

人や動植物のいのちの循環を目標に掲げ、100年後の子どもたちが豊かな心で紫波の自然を享受できるよう、行動し、その輪を広げるように努めます。

私たちは、私たちの今と未来のために、ここに紫波町循環型まちづくり条例を制定します。

(平成13(2001)年6月15日施行)



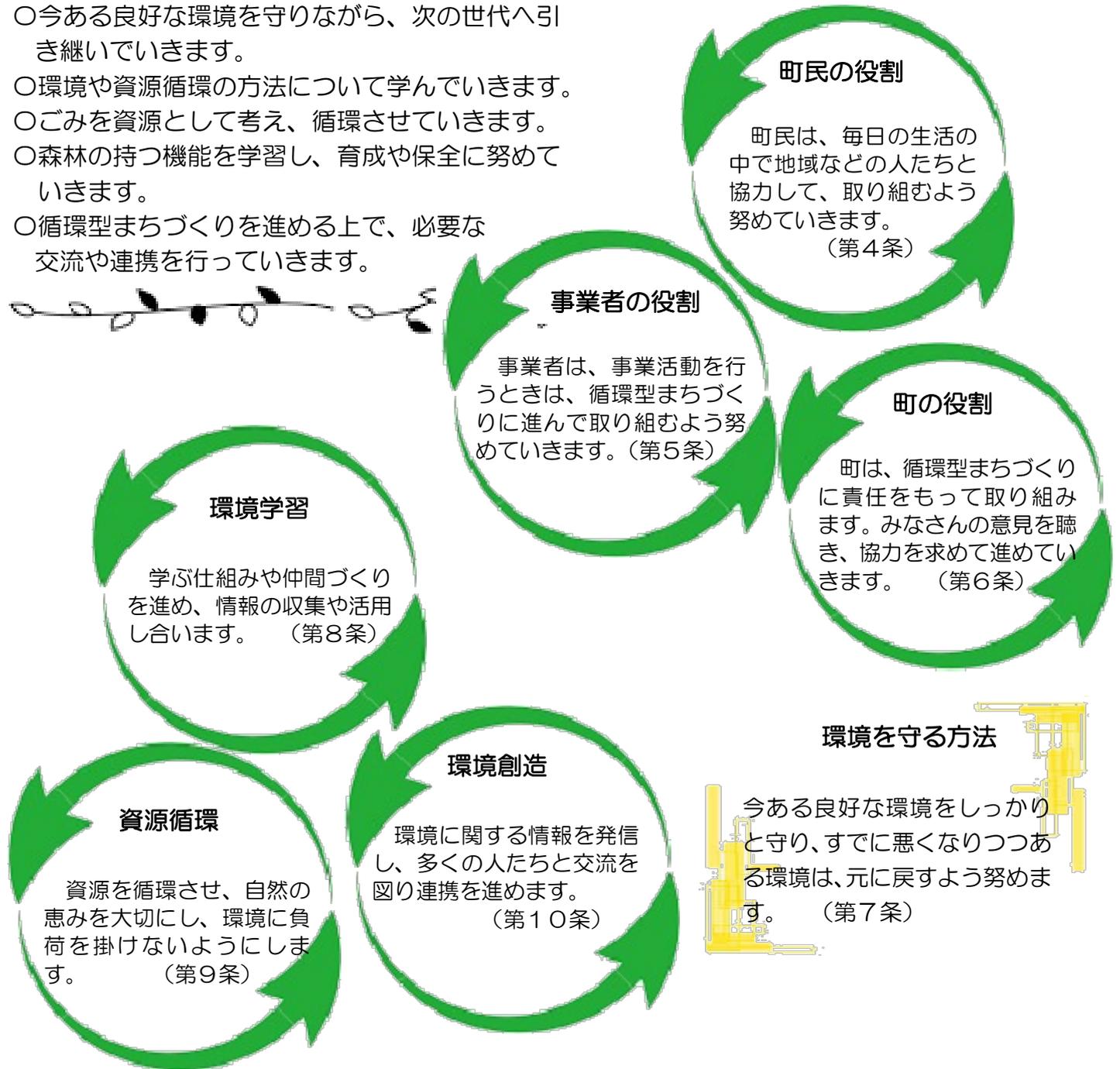
2015年に国連サミットで採択した「持続可能な可能目標(SDGs)」について、紫波町ではすでに20年前から取り組んできたことがこの条例で検証できます。

以下、循環型まちづくり条例からの抜粋です。



基本的な考え方（第3条）

- 今ある良好な環境を守りながら、次の世代へ引き継いでいきます。
- 環境や資源循環の方法について学んでいきます。
- ごみを資源として考え、循環させていきます。
- 森林の持つ機能を学習し、育成や保全に努めていきます。
- 循環型まちづくりを進める上で、必要な交流や連携を行っていきます。



この条例は、良好な環境の保全・修復・創造に町民全体で取り組むため、子供から大人まですべての町民が理解し、考え、行動できるように、法令用語を極力排除し、「です・ます」調で表現されています。

このように、法令文としてはユニークな表現方法を採用していることとともに、街づくりの基軸に「循環型社会の構築」を据

え、町民・事業者・行政の協働による循環型まちづくりを明確にした本条例は、全国初の条例として注目されました。

なお、「紫波町循環型まちづくり条例」は紫波町ホームページ、または下記QRコードからご覧いただけます。



ごみの分別についてのお願い part2

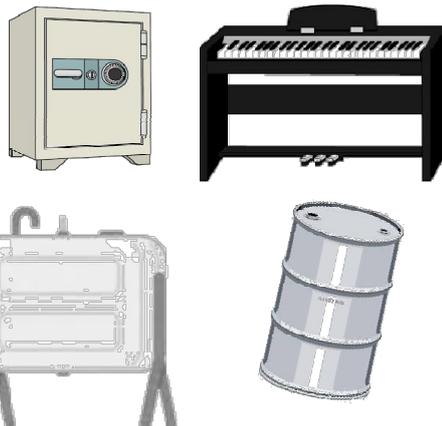
新型コロナウイルス感染拡大防止のため不要不急の外出自粛が続き、家庭での消費が増えたことでごみの量がふえています。さらにこの機会にと断捨離をする方も多く、その中にはどう処理していいかわからないごみもあります。

前回（2月号）に引き続き、今回は集積所には出せないごみについてお知らせします。

（以下資料等は2月8日に行われた環境マイスタースキルアップ講座より）

◇ 清掃センターに直接持ち込みできるごみ

- ・ベッド類 ・耐火性金庫 ・畳 ・ドラム缶
- ・エレクトーン、オルガン、ピアノ
- ・ホームタンク ・浴槽 ・ペットの死体
- ・一時的な多量のごみ など



受入日：月～土曜日（祝日を含む）

受入時間：午前8時30分～12時

午後1時～4時30分

※持ち込みは有料です。

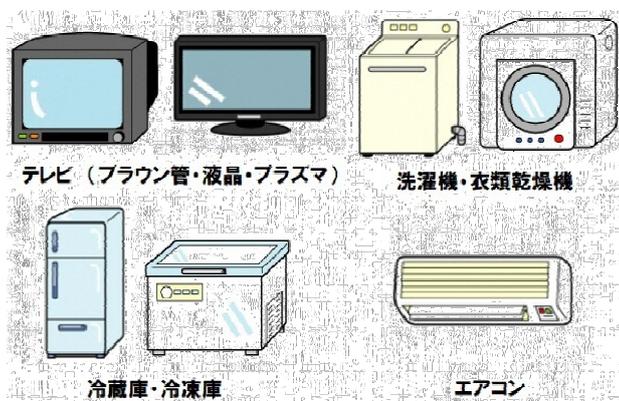
ごみの種類によって料金が変わります。

◇ 引き取りごみについて

清掃センターでは有料によるごみの収集も行っています。

予約制になりますので、詳しくは清掃センター（TEL 019-697-3835）までご連絡ください。

◇ 清掃センターでも受け入れしないごみ



テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）

洗濯機・衣類乾燥機

冷蔵庫・冷凍庫

エアコン

- ・家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）

- ➔ 郵便局で家電リサイクル料金を振り込み、指定取引場所（日本通運(株)盛岡支店）へ直接搬入する。
- ・家電量販店等に依頼する。
- ・家電リサイクル収集運搬業者に依頼する。

パソコン

- ➔ 製造又は販売したメーカーへ。
- ・自作のパソコンや現在、製造したメーカーが存在しない場合は、(一社)パソコン3R推進協会へ。



- ・ガスボンベ、プロパンガス、消火器など爆発の危険性があるもの ➔ 取扱店へ相談する。